

入札 公 告

契約担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
経理隊長 伊藤 彰一

下記のとおり一般競争入札を行います。

なお、本件は平成31年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る平成31年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となつた場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

記

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	品(件)名	数量単位	履行期限	履行場所
01-1-3980-1219-0002-00	ゴキブリ駆除	1式	32.3.31	鹿屋航空基地

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあっては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達にかかる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとします。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではありません。
- (7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。
- (8) 3項に示す期限までに申込みを行い、仕様書を受領した者。

3 申込期限及び申込方法

入札日の前日までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しに件名と連絡先を記入した送信表を添付し、海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（FAX可）

4 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年3月19日(火) 14時00分
郵送による入札参加の場合は、書留等追跡可能な方法によるものとする。
(ただし、郵便等による入札書の受領期限は 平成31年3月18日(月) 16時45分 まで。)
- (2) 場 所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

なし（仕様内容の問い合わせ：厚生隊給養班 石村 0994-43-3111 内線2494）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免 除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の108/100に相当する金額）の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

7 適用する契約条項

役務請負契約一般条項

8 入札方法

- (1) 落札決定に当たつては入札書に記載された金額（単価）に当該金額の8%に相当する額（31.10.1以後の引渡しに係るものは（軽減税率対象品目については8%、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率））を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100（31.10.1以後の引渡しに係るものは110分の100（軽減税率対象品目については108分の100、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率））に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税及び地方消費税の課税標準と一致しないものは除く。）
- (2) 契約金額の端数処理
入札書に記載された金額の100分の108（31.10.1以後の引渡しに係るものは100分の110（軽減税率対象品目については、100分の108、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率））に相当する金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。
ただし、単価契約の場合には、単価に1円未満の端数が生じた場合には1円未満3桁以下を切り捨てるものとし、請求金額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 入札書は官側の書式を使用する。

9 入札の無効

- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (2) 電信電話による入札。
- (3) 本公告に示した競争参加資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

10 契約書作成の要否

海上自衛隊契約規則の実施に関する書式等について（通知）に基づく契約書の作成を要する。

11 その他

- (1) 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
- (2) 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2446）
FAX 0994-42-2586 担当 永仮
- (3) この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
(ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html)